

『駅市民掲示板の利用申込み』に係る

申請方法・利用方法「変更」についてのお知らせ

①令和8年4月から原則電子申請のみへ
変わります。
(パソコン・スマートフォン)

②令和8年6月から掲示期間及び申請期間
が変わります。



①電子申請への移行について

令和8年4月1日（水）以降の申請から、

『駅市民掲示板の利用申込み』は「e-kanagawa 電子申請システム」を用いた電子申請のみとさせていただきます。

上記変更に伴い、令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日は準備期間とし、期間中に大野北まちづくりセンター、大野中まちづくりセンターにて窓口申請をされた場合、「確認印」については、後日、メールまたは郵送にて送付させていただきます。

（当日お渡しすることができませんのでご注意ください。）

お急ぎの方につきましては、交通政策課窓口での申請をお願いいたします。

Q & A

Q. なぜ電子申請のみになるのですか？

A. 「デジタルで変わるみんなのさがみはら条例」に基づき、事務手続きを電子申請へ集約することで、窓口の混雑緩和と待ち時間の解消を図ります。

Q. パソコンやスマートフォンを持っていない場合は？

A. ご家族など、代理の方による申込みも可能です。
どうしても申請が困難な場合は、事前にお電話にてご相談ください。



Q. 電子申請のやり方がわかりません。

A. 相模原市ホームページや「電子申請の利用方法」（別紙）をご参照ください。

Q. 自宅にプリンターがなく、「確認印」の印刷方法がわかりません。

A. コンビニのプリントサービスをご利用ください。印刷方法については、コンビニによって異なりますので、各社のWebサイトをご参照ください。

② 掲示期間及び申請時期について

令和8年6月1日（月）より、掲示期間及び申請時期が変更となります。

Q & A

Q. 掲示期間はどのように変わりますか？

A. 「月単位（1日～末日）」の区切りに変わります。
これまでは「任意の日から最大4週間」でしたが、
今後は「6月分」「7月分」のように、毎月1日から末日までの
1か月単位での掲示となります。

Q. 申込みはいつからできますか？

A. 掲示したい月の前々月21日から前月20日まで」の間に
申請してください。締切日を過ぎると、その月の掲示は
お申込みできませんので、ご注意ください。

（例）6月分として掲示したい場合は、4月21日から5月20日に申請が必要

Q. 早く申し込んだ方が優先されますか？

A. 先着順ではなく、申込み多数の場合は「抽選」となります。
これまでは、先着順などの影響で、一部の方に偏りが出ることも
ございました。今後は公平な抽選制を導入することで、
より多くの市民・団体の皆様にご利用いただけるよう、
変更となります。

Q. 毎月連続して掲示することはできますか？

A. 毎月のお申し込みが必要になります。
翌月も掲示を希望される場合は、改めて申請期間内
にお申込みください。
継続となった場合は、基本的に同じ区画とします。

Q. 一つの団体で複数のチラシを掲示することはできますか？

A. 複数の掲示を妨げるものではありませんが、より多くの方に
ご利用いただけるよう、ご配慮いただけると幸いです。



【問い合わせ先】

相模原市役所 交通政策課

電話：042-769-1395（直通）

受付時間：8時30分～17時まで（土日・祝日は除く）